みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2022 年 11 月 ≫

MIYAGI TAX & ACCOUNTING OFFICE

税務の話題　２０２２年もいよいよ後半②　「医療費控除」のこと

“後半”というより、2022 年も年末が近くなってきました…。
役員報酬や給与を受け取っていらっしゃる方は 年末調整＝所得税の精算 の時期です。
ただし、この控除は年末調整では適用できません。
2022 年に多くの医療費を支出した方は、確定申告をすることで、控除を受けることができる場合もあります。

+:-:+

医療費が 10 万円を超えたら所得税が安くなる！？
だけではない「医療費控除」！ 制度を正しく確認しておきましょう！

医療費控除		セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
支払った医療費 － 保険金等で補てんされる金額	対象	特定一般用医薬品等の購入費 － 保険金等で補てんされる金額（セルフメディケーション 税 控除 対象）
自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために 1月1日から 12 月 31 日までに支払った医療費・医薬品購入費		
上記のうち１０万円（※）を超える金額 ※総所得金額等が 200 万円以下の場合は総所得金額等の 5%	控除対象	上記のうち 12,000 円を超える金額
なし	要件	その年中に健康診断や予防接種などを受けていること
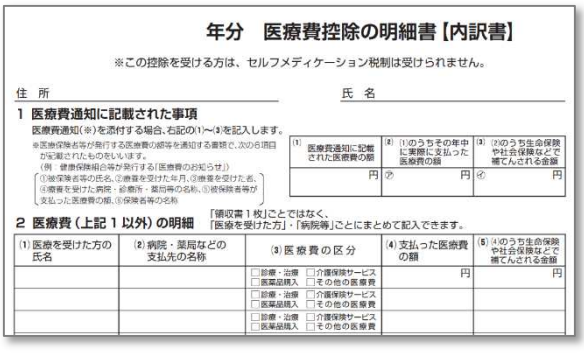	提出書類	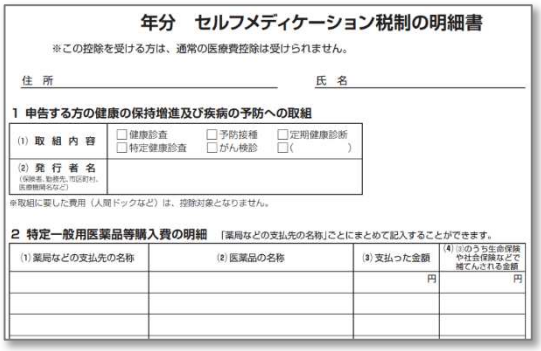
協会けんぽなど、医療保険者が発行する「通知書」の添付も可。 領収書の提出は不要（ただし５年間保存する必要があります）。		

年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所　　氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	㋐ 円	㋑ 円

2 医療費（上記 1 以外）の明細　「領収書 1 枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	円	円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		

年分　セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住所　　氏名

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	□健康診査 □予防接種 □定期健康診断 □特定健康診査 □がん検診 □（　　）
(2) 発行者名（保険者、勤務先、市区町村、医療機関など）	

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細　「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		円	円

上記２つの制度は「選択適用」です。
また「通知書」は、協会けんぽの場合、９月分までしか集計されていません。10 月以降分は領収書の保存が必要となりますので、医療費控除を適用予定の方はご注意ください。

遠距離限定！オンライン顧問契約プラン実施中！　みやぎ税務会計事務所　ラクホ S